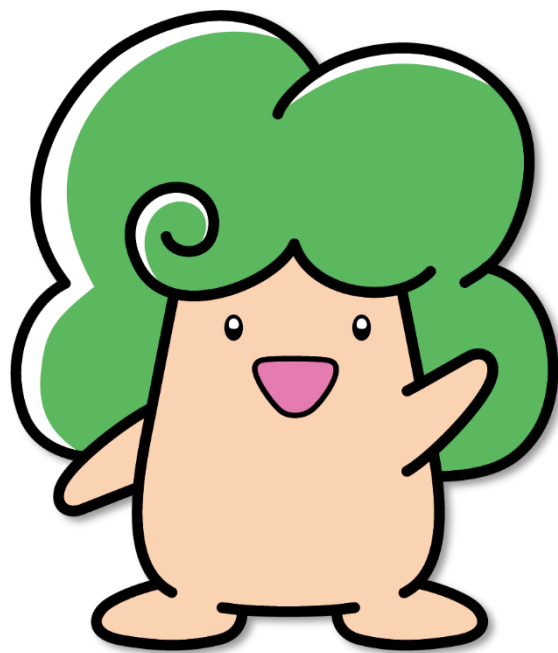


学校施設貸出しの手引き



令和8年4月
四條畷市教育委員会

目次

はじめに	1
1. 学校施設貸出事業とは	1
2. 貸出施設・時間について	2
3. 学校施設を使用できないとき	3
4. 使用料金等について	4
5. 団体登録について	4
6. 施設使用の定例枠について【令和9年4月分から適用】	5
7. 使用申請から許可及び学校施設使用の流れ	7
8. 鍵の受取り・返却について	10
9. 使用上のルール	11
10. その他	12
最後に	13

別紙1（災害時等の小・中学校施設の使用について）

【各種様式】

学校施設使用にかかる誓約書

使用団体登録（変更）申請書

団体構成員名簿

学校施設使用実績報告書

定例枠申請書

～はじめに～

学校は、児童・生徒の教育及び生活の場です。使用にあたっては、学校教育上支障が生じないように十分に配慮し、本手引きに記載されたルールを必ず守ってください。

※使用後のごみの放置、校門付近での話し声、長時間の会話、片付けや戸締りの不備、学校備品の破損、喫煙など、学校現場や地域住民からのクレームが多く寄せられています。使用団体のマナーが問われています。

1 学校施設貸出事業とは

四條畷市では、学校教育上支障のない範囲で、市立学校の体育施設等を地域の子どもや住民の方々に貸出しし、地域コミュニティの場やスポーツ振興、地域教育の実践の場として提供しています。

現在、多くの使用団体が、体力づくりや健康づくり、住民相互の連帯を深める拠点として学校施設を活用しており、それに伴い施設使用の需要も高まっています。

なお、学校は、児童・生徒の教育及び生活の場であり、誰もが自由に使える施設ではありません。このことを十分にご理解のうえ、使用者の皆さまには本手引きに従い、ルールを守り、正しく学校施設をご使用いただきますよう、お願い申し上げます。



◆学校施設一覧◆

	学校施設名	運動場	屋内 運動場	多目 的室	空調 設備	屋外 照明
小学校	田原小学校	○※	○		○	
	四條畷小学校	○※	○		○	
	四條畷南小学校	○※	○	○	○	○
	忍ヶ丘小学校	○※	○		○	○
	岡部小学校	○※	○		○	○
	くすのき小学校	○※	○		○	○
	旧四條畷東小学校	○※	○			
中学校	四條畷中学校		○		○	
	四條畷西中学校		○		○	
	田原中学校		○		○	

※小学校運動場の軟式野球、ソフトボール及びサッカーでの使用は小学生以下の団体に限ります。また、その他の競技においても安全上の理由等で、小学生以下の団体に制限させていただくことがあります。

※学校が所有している備品のうちバスケットゴール、ポール（バレーボール、バドミントン用）、卓球台、体操マット、サッカーゴール及び防球ネットは無料で使用することができます。なお、学校により保有している備品の種類は異なります。これら以外の学校備品は使用できませんので、使用団体にてご用意ください。なお、団体備品は学校での保管はできませんので、施設使用後はお持ち帰りください。

※旧四條畷東小学校は、公共施設再編整備に着手するまでの暫定利用として、運動場及び体育館の貸出しを行っています（整備後は、社会教育施設として青少年コミュニティ運動広場が設置される予定です）。

※夜間運動場（四條畷中学校及び四條畷西中学校の運動場使用）は、本手引きの対象ではありません。



◆学校施設貸出時間◆

種別		学校登校日（平日）	土・日・祝及び学校休業日
小学校	運動場	午後4時30分～午後7時	午前8時～午後7時
	屋内運動場	午後4時30分～午後9時30分	午前8時～午後9時30分
	四條畷南小学校 多目的室		
中学校	屋内運動場	四條畷中学校 午後6時30分～午後9時30分	
		四條畷西中学校 午後7時～午後9時30分	
		田原中学校 午後6時30分～午後9時30分	

※使用時間には、準備及び後片付けを含みます。

※学校閉庁日（8月12日～8月16日）及び年末年始（12月28日～1月3日）は、学校施設の貸出しを行っておりません。

3 学校施設を使用できないとき

①非常変災等（台風、地震等）により学校が臨時休業となっているとき（土日祝日、長期休業期間を含む。）。

※暴風警報発令時等の詳細な基準は「別紙1」のとおり。

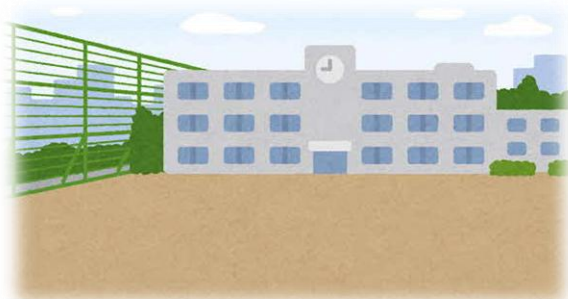
②学校施設を学校行事、工事及び公的用途等で使用する必要が生じたとき。

※教育活動、部活動地域移行、学童保育（ふれあい教室）、選挙、市の公的使用、学校施設の工事等が最優先されます。特に工事については、急遽または長期間にわたり貸出し中止にすることがあります。

③雨天等によりグラウンドの状態が悪いとき。

※翌日以降の学校教育に支障が生じるため。

上記に該当する場合は施設使用料、空調費用及び屋外照明使用料（以下、「使用料金等」という。）の還付の対象となります。



4 使用料金等について

◆使用料金等一覧◆

種別	使用料金等
運動場	無料
屋内運動場	150円（1時間あたり）
四條畷南小学校 多目的室	50円（1時間あたり）
屋内運動場空調	【小学校（旧四條畷東小学校除く）及び田原中学校】 500円（1時間あたり） 【四條畷中学校及び四條畷西中学校】 700円（1時間あたり）
屋外照明	【四條畷南小学校（6台）】 【忍ヶ丘小学校（8台）】 【岡部小学校（8台）】 【くすのき小学校（10台）】 使用料はいずれも1台につき30分あたり10円

※施設使用料及び空調費用は、1時間に満たない端数は切り上げて1時間とします。また、空調の使用は、施設の使用時間と同時間とし、一部の時間だけの使用はできません。

5 団体登録について

学校施設の使用を希望する団体は、教育委員会に指定の様式で団体登録の申請を行い、事前に登録の許可を受ける必要があります。なお、団体登録には、次の要件を満たすことが必要です。（※個人利用を防ぐ観点から少人数や少数世帯で構成された団体での団体登録を行うことはできません。）

◆登録要件◆

- ①構成員が10人以上であり、かつ構成員全体の5割以上が四條畷市内に在住、在勤または在学していること。
- ②四條畷市内に住所を有する成人の代表者がいること。
- ③営利を目的としない、非営利の団体であること。

◆登録申請時期及び有効期間◆

団体の登録有効期間は6月1日から翌年5月31日までの1年間とし、毎年、団体登録申請が必要となります。6月1日から登録許可を得るためには、一斉申請時期に指定された期限までに登録申請を行ってください。

一斉申請時期以外で年度途中に団体登録をする場合は随時申請を行ってください。

	登録申請時期	登録有効期間
一斉申請	4月1日から4月中旬※	申請年度の6月1日から 翌年5月31日まで
随時申請	随時	登録を希望する年度において、 登録許可日から翌年5月31日 まで

※一斉申請の登録申請期限については毎年度、別途通知します。

6 施設使用の定例枠について【令和9年4月使用分から適用】

◆定例枠について◆

学校施設使用団体として6か月以上の活動実績がある団体（団体登録後、直近の3月末までの間に、1回以上活動している月が合計6か月以上ある団体）は、定期的かつ優先的に使用できる次年度の予約枠（以下、「定例枠」という。）を申請することができます。

なお、活動実績については直近の3月末までの見込みを含みますが、3月末時点で実績が達成されていなければ定例枠は取り消されます。

◆定例枠の有効期間と申請時期について◆

定例枠の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの使用分です。

毎年10月頃に、次年度分の定例枠申請を受付けます。

※令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日）の使用分は経過措置として令和7年度と同様の使用枠での運用を行います。

◆定例枠の申請方法について◆

定例枠はあらかじめ区切られた時間区分ごとに活動を希望する学校名、使用施設、曜日及び時間を1枠として、1団体につき3枠を上限に申請することができます。

でき、申請の内容が他の団体の申請と重複しない場合は定例枠として許可します。なお、他の団体と重複した場合は抽選を行います（抽選については別途ご案内します）。

◆定例枠申請時の時間区分について◆

定例枠申請は以下の時間区分に応じて行ってください。

※定例枠申請は以下の時間区分の範囲内で行いますが、定例枠決定後は定例枠以外の時間帯で、時間区分によらず予約が可能です（時間区分をまたぐ時間帯での予約が可能です）。

【小学校（平日）】

対象施設	時間区分①	時間区分②
屋内運動場 四條畷南小学校多目的室	午後 4 時 3 0 分～ 午後 7 時	午後 7 時～ 午後 9 時 3 0 分
運動場	午後 4 時 3 0 分～ 午後 7 時	—

【小学校（土曜日・日曜日）】

対象施設	時間区分①	時間区分②	時間区分③
屋内運動場 四條畷南小学校多目的室	午前 8 時～ 正午	正午～ 午後 5 時	午後 5 時～ 午後 9 時 3 0 分
運動場	午前 8 時～ 午後 1 時	午後 1 時～ 午後 7 時	—

【中学校屋内運動場（平日、土曜日・日曜日の区別なし）】

対象施設	時間区分①
四條畷中学校	午後 6 時 3 0 分～午後 9 時 3 0 分
四條畷西中学校	午後 7 時～午後 9 時 3 0 分
田原中学校	午後 6 時 3 0 分～午後 9 時 3 0 分

（定例枠希望申請記入例）

- ・例 1：〇〇小学校の屋内運動場を毎週土曜日の午前 8 時から正午までを希望
- ・例 2：△△小学校の運動場を毎週日曜日の午前 9 時から午後 3 時までを希望

- ・例3：□□中学校の屋内運動場を隔週土曜日の午後8時から午後9時までを希望
(第1、3土曜日を使用したい場合)

	学校名	使用施設	曜日	時間 区分	時間
例1	〇〇小学校	屋内運動場	毎週土曜日	①	8:00~12:00
例2-1	△△小学校	運動場	毎週日曜日	①	9:00~13:00
例2-2	△△小学校	運動場	毎週日曜日	②	13:00~15:00
例3	□□中学校	屋内運動場	第1、3 土曜日	①	20:00~21:00

※例2の場合など連続した定例枠を希望した場合でも、例2-1の枠が許可され、例2-2の枠が抽選の結果、許可されないなど、枠ごとに申請結果が異なることもありますのでご了承ください。

7 使用申請から許可及び学校施設使用の流れ

団体登録申請を行い、許可を受け、教育委員会が定める内容に誓約した団体は学校施設の使用申請ができるようになります。使用を希望する場合は、事前に指定の使用許可申請書を受付担当窓口へ提出し、許可を得る必要があります。

◆使用申請から許可までの流れ◆

学校施設の使用申請は、使用日の属する月の1か月前の初日（その日が市役所の閉庁日にあたる場合は、直後の開庁日）から使用日の前日（その日が市役所の閉庁日にあたる場合は、直前の開庁日）までに行う必要があります。

ただし、使用申請時期は、以下のとおり運用年度で異なりますのでご注意ください。

◆使用申請時期について◆

【令和8年度使用分】

令和8年4月使用分（令和8年3月1日受付開始分）から令和9年3月使用分（令和9年2月1日受付開始分）までは、経過措置として令和7年度と同様の使用枠での運用を行います。

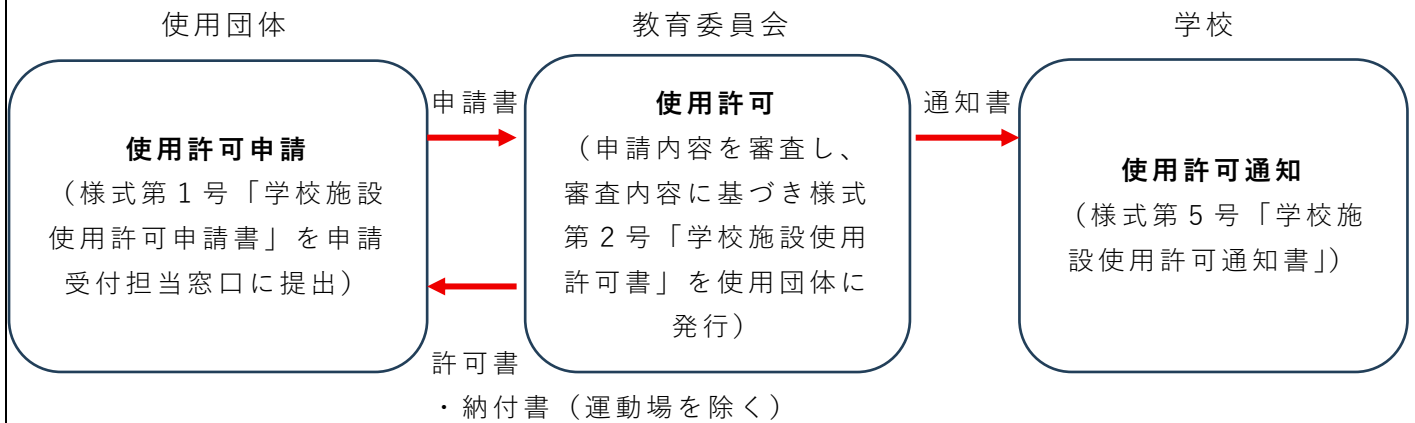
【令和9年度4月使用分以降】

令和9年4月使用分（令和9年3月1日受付開始分）からは、定例枠及び定例枠以外も使用日の属する月の1か月前の初日から申請を受付けます。

※窓口での申請は、初日が市役所の閉庁日にあたる場合は、直後の開庁日に受付けます。なお、オンライン予約は市役所の閉庁日でも申請が可能です。

※自治会や保育園等のイベントで学校を使用する場合は事前に学校に相談のうえ、使用日の属する月の2か月前の月末までに使用申請を行ってください。

（例：12月に使用する場合は、10月末までに使用申請を行う）



◆施設使用申請のキャンセルについて◆

予約をキャンセルされる場合は、**使用日の前日**（市役所が閉庁日の場合は、直前の開庁日）**までに学校施設使用取消申請書を提出**してください。

キャンセル内容を正確に受付けるために**電話でのキャンセルは受けません**。他団体の使用機会を損なわないようにキャンセルが発生する場合は速やかに取消申請を行うようにしてください。

なお、四條畷市立小・中学校施設使用条例第10条に基づき、**使用団体の都合によるキャンセルの場合は、原則、施設使用料の還付及び次回予約への振替は行いません**。

※空調費用は光熱費の実費負担となるため、納付後でも使用日の前日（市役所が閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに学校施設使用取消申請書の提出があった場合は還付の対象となります。

◆施設使用許可申請の変更について◆

予約内容を変更する場合は、本来使用する日の前日（市役所が閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに学校施設使用変更申請書を提出してください。

なお、四條畷市立小・中学校施設使用条例第10条に基づき、使用団体の都合による変更で施設使用料が減額となった場合は、還付及び次回予約への振替は行いません。また、変更により増額となった場合は変更前との差額分の納付が必要となります。

※**使用団体の都合による施設または日時の変更は、事実上、当初予約の取消とみなされるため、変更申請はできません**。この場合は予約の取消と新規での申請を行ってください。なお、変更申請は空調の追加または取消にかかる変更のほか、教育委員会が適当と認める場合に限りです。

※空調費用は光熱費の実費負担となるため、納付後でも使用日の前日（市役所が閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに学校施設使用変更申請書の提出があった場合は還付の対象となります。

◆使用料金等の納付時期について◆

施設使用料及び空調費用は使用許可を受けたときに納付してください。ただし、屋外照明使用料は屋外運動場照明機器使用実績報告書を提出したときに納付してください。

◆当日の流れ◆

1	学校施設使用許可書（画像データ可）を持参し使用する学校施設へ行く
2	キーボックスから指定された使用施設の鍵を取り出す
3	使用上のルールを順守し施設を使用する
4	鍵をキーボックスに返却する
5	学校施設使用実績報告書を作成する

※学校施設の使用後は、複数人体制で施設の点検等を行ってください。

特に、門、扉、窓の鍵等の閉め忘れは、防犯上重大な事態につながるおそれがあるので、十分にご注意ください。

また、照明や空調機器の消し忘れもないようにご注意ください。

なお、鍵の紛失や施設使用後の点検不備及び不適切使用に起因する施設及び設備の損害については、使用団体の負担にて原状回復を行っていただきます。

※学校施設使用実績報告書は使用日毎に作成し、使用月の翌月の使用申請時に提出してください。なお、電子申請の場合は紙媒体での提出は不要です。

8 鍵の受取り・返却について

◆学校施設の鍵の受取り、返却方法◆

鍵の受取時間	使用開始時間の 30 分前から可能
鍵の返却時間	使用終了後 30 分以内に返却

学校施設（屋内運動場、運動場、四條畷南小学校多目的室及び空調設備）の使用に必要な鍵は、各校に設置されているキーボックスで受け取り、使用後に返却してください。

鍵の受取り及び返却には、青少年育成課から発行された二次元コードが必要です。

※キーボックスの操作方法については、別途資料をご覧ください。



◆鍵の取扱いについて◆

使用時は、必ず使用団体の責任で鍵の開閉を行い、鍵の取扱いには十分に注意してください。次の項目が遵守されない場合は、今後の使用許可を取り消すことがあります。

- ①使用後は、必ず鍵を施錠してください。
- ②鍵の持ち出しや複製はおやめください。
- ③鍵は責任者が厳重に管理し、万が一、鍵を紛失した場合は、速やかに青少年育成課へご連絡ください。なお、新しい鍵の錠の取替え、新しい鍵の作製等に伴う費用は、使用団体の負担となります。
- ④鍵の紛失につながるおそれがあるため、使用団体間での鍵の貸し借りはおやめください。



9

使用上のルール

(1) 次のいずれかに該当する場合は、使用を許可できません。

- ①政治活動、宗教活動または営利活動を目的として使用するおそれがあると認められるとき。
- ②学校の施設、設備を損傷し、または汚損するおそれがあると認められるとき。
- ③その他、教育委員会が学校の管理上支障があると認められるとき。

(2) 使用団体は、次のことを遵守してください。

- ①施設・設備を安全かつ正しく使用すること。
- ②学校施設の安全確保のため、校門を開放のままにしないこと。
- ③ゴミは必ず持ち帰ること。学校のゴミ箱や敷地内には捨てないこと。
- ④施設の使用後は、施設予約時間内に整地や清掃等原状回復すること。
- ⑤学校敷地内で喫煙、飲酒、炊き出し等をしないこと。

※学校敷地外（校門付近を含む）でも、四條畷市受動喫煙の防止に関する条例により、喫煙できません。

- ⑥他人に迷惑をかける行為をしないこと。

※学校周辺の民家等に騒音・話し声等で迷惑をかけないこと。学校施設使用

後は、速やかに退館し、学校施設周辺に滞留しないこと。

※学校施設内に児童・生徒、教職員等がいることもあるため、ケガをさせたり迷惑行為のないようにすること。

⑦自動車での来校は、荷物等を運ぶ等やむを得ない場合を除き最小限とすること。

⑧電気、水道を使用する場合は、適切な使用を心がけること。

⑨許可された施設・設備以外を使用したり立ち入ったりしないこと。

※使用時間を超えた不適切使用または申請を行わず空調を使用していることが判明した場合は、施設使用料または空調費用あるいはその両方を追加でお支払いいただきます。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。

①上記(1)に該当するとき。

②上記(2)が遵守されないとき。

③所定の使用料金等を期日までに納入しないとき。

④許可の条件(使用学校、使用施設、使用目的、使用日時、構成員及びその他使用のルール)に合致しない使用をしているとき。

⑤無断でのキャンセルまたは過度にキャンセルを繰り返すとき。

10

その他

①学校施設の使用希望日が他の団体と重複する場合や使用日を他の団体と変更したい場合等において、青少年育成課や学校が調整することは一切ありませんので、使用団体間で双方責任のもと調整を行ってください。

②万が一、施設等を破損、滅失等させた場合には、学校長及び青少年育成課に連絡し、学校設備破損(滅失)報告書を提出し、原則使用団体の負担で速やかに復旧してください(悪質とされる場合、顛末書の提出や団体の代表者への聴取のうえ、今後の使用の停止を判断する場合があります)。

③学校貸出事業については使用団体の自己責任のもとでの使用となります。施設の瑕疵等に起因する事故を除き、活動中の事故については、使用団体の責任となります(スポーツ安全保険等の任意保険への加入を推奨します)。

④学校施設貸出事業（キーボックスや鍵の不具合を含む）についてのお問い合わせは青少年育成課（電話 072-877-2121）へお願いします。学校への問い合わせはご遠慮ください。

～最後に～



学校施設の貸出しは、学校や地域住民からご理解とご協力をいただいで実施する事業です。この手引きに記載されている内容を十分に理解のうえ、**学校や地域住民の迷惑にならないよう、配慮してご使用ください。**

学校施設貸出しについての情報は四條畷市ホームページにてご確認ください。

小・中学校施設を使用される皆様

四條畷市教育委員会

災害時等の小・中学校施設の使用について

今般、災害による事故が多発しております。事故防止のため、小・中学校施設の使用については、下記のとおりといたします。

記

●警報が発令されている場合

- ・ **暴風警報**が発令されている場合は、小・中学校施設の使用は中止となります。詳細は以下の「暴風警報発令時（東部大阪）の施設対応」をご確認ください。

暴風警報発令時（東部大阪）の施設対応

確認時間	気象情報	貸館業務	判断基準
午前7時	警報発令中	午前9時まで使用中止	午前の学校施設使用について → 午前9時の時点で判断
	警報解除	午前8時から使用可能	
午前9時	警報発令中	午前の使用を中止	午後の学校施設使用について → 正午の時点で判断
	警報解除	午前10時から使用可能	
正午	警報発令中	午後5時まで使用中止	午後5時以降の学校施設使用について → 午後5時時点で判断
	警報解除	午後1時から使用可能	
午後5時	警報発令中	本日使用不可	
	警報解除	午後6時から使用可能	

※施設の使用中に暴風警報が発令した場合は、危険ですので直ちに使用を中止してください。

・ **暴風警報以外の警報**が発令されている場合、小・中学校施設を使用することができますが、気象情報に注意し安全を確認して使用してください。

●注意報が発令されている場合

- ・ 小・中学校施設を使用することはできますが、気象情報に注意し、安全を確認して使用してください。又、施設の使用中に**暴風警報**が発令した場合は、危険ですので直ちに使用を中止してください。

●土砂災害警戒情報が発令されている場合

- ・土砂災害警戒情報が発令されている場合は、次の施設の使用は中止となります。
旧四條畷東小学校及び田原中学校
詳細は以下の「土砂災害警戒情報発令時（四條畷市）の施設対応」をご確認ください。

土砂災害警戒情報発令時（四條畷市）の施設対応

確認時間	気象情報	貸館業務	判断基準
午前 7 時	土砂災害警戒情報発令中	午前 9 時まで使用中止	午前の学校施設使用について → 午前 9 時の時点で判断
	土砂災害警戒情報解除	午前 8 時から使用可能	
午前 9 時	土砂災害警戒情報発令中	午前の使用を中止	午後の学校施設使用について → 正午の時点で判断
	土砂災害警戒情報解除	午前 10 時から使用可能	
正午	土砂災害警戒情報発令中	午後 5 時まで使用中止	午後 5 時以降の学校施設使用について → 午後 5 時の時点で判断
	土砂災害警戒情報解除	午後 1 時から使用可能	
午後 5 時	土砂災害警戒情報発令中	本日使用不可	
	土砂災害警戒情報解除	午後 6 時から使用可能	

※施設の使用中に土砂災害警戒情報が発令された場合は、危険ですので直ちに使用を中止してください。

●学校が避難所として開設された場合

- ・使用する学校が避難所として開設された場合は、使用は中止となります。
詳細は以下の「避難所開設時の施設対応」をご確認ください。

避難所開設時の施設対応

確認時間	気象情報	貸館業務	判断基準
午前 7 時	避難所開設中	午前 9 時まで使用中止	午前の学校施設使用について → 午前 9 時の時点で判断
	避難所閉鎖	午前 8 時から使用可能	
午前 9 時	土砂災害警戒情報発令中	午前の使用を中止	午後の学校施設使用について → 正午の時点で判断
	土砂災害警戒情報解除	午前 10 時から使用可能	
正午	土砂災害警戒情報発令中	午後 5 時まで使用中止	午後 5 時以降の学校施設使用について → 午後 5 時の時点で判断
	土砂災害警戒情報解除	午後 1 時から使用可能	
午後 5 時	土砂災害警戒情報発令中	本日使用不可	
	土砂災害警戒情報解除	午後 6 時から使用可能	

※避難所が開設される学校は、市ホームページや災害情報等で各自確認してください。
※避難所閉鎖後も避難者等の状況により、使用できない場合があります。

上記に限らず、台風が近づいているときや大雨時は、施設使用について、くれぐれもご注意ください。

【問い合わせ】

四條畷市教育委員会 TEL072-877-2121

平日午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

ホームページからも
確認できます。



学校施設使用にかかる誓約書

四條畷市立小・中学校の学校施設を使用するにあたり、下記の事項について遵守し、団体の構成員全員に周知することを誓約します。

記

- 1 使用にあたっては教育委員会及び学校の指示に従い、教育活動や管理上の支障または迷惑行為※となるような活動は一切いたしません。
※教育活動や管理上の支障または迷惑行為とは
 - ①施設・設備等を故意に破損、滅失すること。
 - ②使用後の片付けや清掃、機械警備のセットを怠ること。
 - ③使用時間の前倒し及び時間を超過した使用（出入り）をすること。
 - ④近隣住民が不快に感じる騒音を出すこと。
 - ⑤施設周辺で時間に関係なく大声で騒ぐなどのほか、門の外や道路上での話し合いや打ち合わせ等、近隣住民に迷惑となる行為をすること。
 - ⑥施設内及び施設周辺で喫煙、飲酒をすること。
 - ⑦屋内運動場において食事やお菓子を食すること。また、活動によって発生したごみを持ち帰らないこと。
 - ⑧使用時間中、校門を開放したままにすること。
 - ⑨その他、児童・生徒の教育活動（部活動等）に支障をきたすまたはその可能性がある行為をすること。
- 2 施設・設備等を破損、滅失した場合は、速やかに学校及び教育委員会に報告します。
- 3 施設・設備等を破損、滅失した場合は、必ず弁償（現状復旧）します。
- 4 四條畷市立小・中学校施設使用条例、四條畷市立小・中学校施設使用条例施行規則、学校施設貸出しの手引き及び学校施設使用許可書に記載の許可条件を必ず遵守します。
- 5 学校行事及び工事等により、使用許可の取消しがあることを承諾します。
- 6 営利等私的な利益を得ること、また撮影等を目的とした使用はしません。
- 7 来校者（同伴の乳幼児・児童・生徒等を含む）のケガ・事故等は、施設・設備が原因となる重大な瑕疵以外、すべて使用団体側の責任となることを承諾します。

上記の内容を守らなかった場合は、使用の停止及び団体登録の取消しをされても異議申し立てをしません。

年 月 日

(宛先)

四條畷市教育委員会

団 体 名 _____

代表者署名（自署） _____

(教育委員会事務局保管用)

四條畷市教育委員会あて

年度分 使用団体登録（変更）申請書

下記のとおり学校施設の使用団体登録（変更）を申請します。

申請区分	新規登録	継続登録	内容変更	※いずれかを○で囲む
公共施設予約システム ID	公共施設予約システムの ID をお持ちの団体は記入してください。 ID :			
公共予約システム新規利用希望確認	公共施設予約システムの未登録の団体のみご記入ください。 公共施設予約システムの利用を新規で <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ※希望した団体へは ID を付与します。			
(ふりがな) 団体名				
代表者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	名前		電話番号	- -
	現住所 (〒 -) 四條畷市			
メールアドレス				
事務連絡者 ※代表者と異なる 場合のみ記入してください。	ふりがな		生年月日	年 月 日
	名前		電話番号	- -
	メールアドレス (※市役所からの連絡メールは事務連絡者に送信されます)			
団体概要	活動種目 (競技等)			
	活動目的			
	入会金、会費額			
構成人数 ※団体構成員名簿の内容 と一致すること	人 (A)	うち市内に在住、在勤、 在学している人数	人 (B)	

※公共施設予約システムを新たに利用する団体は、四條畷市公共施設予約システムの運用に関する規則で定める利用者登録申請書（様式第1号）の提出が別途必要です。

教育委員会記入欄

上記の者を令和 年度利用者としてよろしいか。

受付番号	課長		担当者

団体構成員名簿（1枚め）

団体名	
-----	--

名簿の内訳を以下の表にまとめてください。

年代区分	年代区分別人数	うち、市内に在住、在勤、在学している人数
小学生以下	人	人
中学生以上	人	人
合 計	(A) 人	(B) 人

【名簿】

NO.	名 前	年代区分 小学生以下または中学生以上のいずれかに○を付けてください。	市内外区分 市内に在住、在勤または在学している方は該当するいずれかに○を付けてください。それ以外は市外に○を付けてください。
1 代表者		年齢： 歳	市内在住 ※代表者は住所を記入 現住所：四條畷市
2		小学生以下／中学生以上	市内在住／市内在勤／市内在学／市外
3		小学生以下／中学生以上	市内在住／市内在勤／市内在学／市外
4		小学生以下／中学生以上	市内在住／市内在勤／市内在学／市外
5		小学生以下／中学生以上	市内在住／市内在勤／市内在学／市外
6		小学生以下／中学生以上	市内在住／市内在勤／市内在学／市外
7		小学生以下／中学生以上	市内在住／市内在勤／市内在学／市外
8		小学生以下／中学生以上	市内在住／市内在勤／市内在学／市外
9		小学生以下／中学生以上	市内在住／市内在勤／市内在学／市外
10		小学生以下／中学生以上	市内在住／市内在勤／市内在学／市外

※公共施設予約システムを利用する団体は、四條畷市公共施設予約システムの運用に関する規則で定める団体構成員名簿（様式第2号）の提出が別途必要です。なお、同名簿の提出を本団体構成員名簿に替えて提出することができます。

学校施設使用実績報告書

団体名 ()

使用校 (学校 運動場・屋内運動場・教室その他) ※使用月の翌月の使用申請時に教育委員会担当課へ提出してください。

使用日		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
		曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日
責任者名 (記入者)												
使用人数 <small>※年代区分の一般と一般以外(中学生以下)を記載してください。 ※予定人数でなく実績の人数</small>	一般	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	一般以外	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
使用時間	開始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	終了	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
点検項目 (できた項目に○を付ける)	使用時間を守って使用したか											
	学校施設や設備等を適切に使用したか											
	校門を通行時以外は閉じていたか											
	事故やケガがなく安全に使用したか											
	近隣の迷惑になるような声や音を出さなかったか											
	使用施設を使用前の状態に戻したか(現状復旧)											
	退館前に清掃し、使用施設の最終確認を行ったか											
	電気(照明・空調等)をすべて消し、施錠したか											
	ゴミは学校に捨てず、持ち帰ったか											
	速やかに解散し、学校周辺に滞留しなかったか											
その他、貸出しの手引き等使用ルールを遵守したか												
連絡事項												

学校施設使用実績報告書【記入例】

団体名 (○○クラブ)

使用校 (○○小 学校 運動場 屋内運動場・教室その他)

※使用月の翌月の使用申請時に教育委員会担当課へ提出してください。

使用日		6月	6月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
		1日	8日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
		月曜日	月曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日
責任者名 (記入者)		田中	佐藤										
使用人数 <small>※年代区分の一般と一般以外(中学生以下)を記載してください。 ※予定人数でなく実績の人数</small>	一般	0人	1人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	一般以外	12人	15人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	合計	13人	16人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
使用時間	開始	18:00	18:00	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	終了	21:00	21:00	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
点検項目 (できた項目に○を付ける)	使用時間を守って使用したか	○	○										
	学校施設や設備等を適切に使用したか	○	○										
	校門を通行時以外は閉じていたか	○	○										
	事故やケガがなく安全に使用したか	○	○										
	近隣の迷惑になるような声や音を出さなかったか	○	○										
	使用施設を使用前の状態に戻したか(現状復旧)	○	×										
	退館前に清掃し、使用施設の最終確認を行ったか	○	○										
	電気(照明・空調等)をすべて消し、施錠したか	○	○										
	ゴミは学校に捨てず、持ち帰ったか	○	○										
	速やかに解散し、学校周辺に滞留しなかったか	○	○										
	その他、貸出しの手引き等使用ルールを遵守したか	○	○										
連絡事項	6/8(月)ガラス窓を破損してしまったので、青少年育成課及び学校へ緊急連絡のうえ、応急処置を行った。6/10には窓ガラスの入替が完了した(報告済み)												

学校施設使用実績報告書 点検チェックリスト

NO.	点検項目
1	使用時間を守って使用したか
2	学校施設や設備等を適切に使用したか
3	校門を通行時以外は閉じていたか
4	事故やケガがなく安全に使用したか
5	近隣の迷惑になるような声や音を出さなかったか
6	使用施設を使用前の状態に戻したか（現状復旧）
7	退館前に清掃し、使用施設の最終確認を行ったか
8	電気（照明・空調等）をすべて消し、施錠したか
9	ゴミは学校に捨てず、持ち帰ったか
10	速やかに解散し、学校周辺に滞留しなかったか
11	その他、貸出しの手引き等使用ルールを遵守したか

上記、点検項目を確認のうえ実績報告は必ず使用日ごとに行ってください。

使用実績報告は以下の二次元コードまたはURLから電子申請で行うこともできます。

電子申請をする場合は、別途紙媒体での提出は不要です。



電子申請フォームURL：<https://logoform.jp/form/oZYA/1244290>

四條畷市教育委員会あて

____年度分 定例枠申請書

下記のとおり定例枠を申請します。

申請区分	申請 ・ 変更 ・ 取消 ※いずれかを○で囲む
団体名	
代表者名	

【定例枠】

枠数	学校名	使用施設	曜日	時間区分	時間
1					
2					
3					

※定例枠は時間区分ごとに活動を希望する学校名、使用施設、曜日及び時間を1枠として、1団体につき3枠を上限に申請することができます。申請の内容が他の定例団体と重複しない場合は定例枠として許可します。

※希望した枠が他の団体と重複した場合は抽選を行います。

※定例枠決定後は定例枠以外の時間帯で、時間区分によらず予約が可能です（時間区分をまたぐ時間帯での予約が可能です）。

※定例枠の有効期間は4月1日から翌年3月31日までの使用分です。

※定例枠の時間区分は以下の表のとおりです。

	対象施設	時間区分①	時間区分②	時間区分③
小学校 (平日)	屋内運動場 四條畷南小学校多目的室	16:30~19:00	19:00~21:30	—
	運動場	16:30~19:00	—	—
小学校 (土・日)	屋内運動場 四條畷南小学校多目的室	8:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30
	運動場	8:00~13:00	13:00~19:00	—
中学校屋内運 動場(平日・ 土・日の区別 なし)	四條畷中学校	18:30~21:30	—	—
	四條畷西中学校	19:00~21:30	—	—
	田原中学校	18:30~21:30	—	—